# 栃木地方最低賃金審議会

議事録 議事要旨

#### ( 整理番号 0509 )

第3回 栃木地方最低賃金審議会

令和5年8月7日 公開(一部非公開)

開催日時	令和5年8月7日(月)	1 6 時 5 4 分	分~17時27分
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇	都宮第2地方合同月	宇舎 5 階大会議室
	公益を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
開催状況	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 5 人
	使用者を代表する委員	出席 5 人	定数 5 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の改正決定 2 栃木県特定最低賃金の改正 3 その他	-	1て(諮問)

議事録・議事要旨 議事 録
---------------

# 事務局

ただ今から、令和5年度第3回栃木地方最低賃金審議会を開催いた します。

## 定数の確認

労働者代表委員の安齋委員及び津村委員が欠席。

委員 15 名中 13 名の出席があり、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項により 3 分の 2 以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。

### 傍聴者の報告

本日の審議会は、栃木地方最低賃金審議会運営規程に基づき公開とされ、公告の結果6名の傍聴申込みがあり6名が傍聴することを報告。

また、報道機関2社が取材されていることを報告。

それでは、今後の議事の進行につきまして、会長にお願いしたいと 思います。よろしくお願いいたします。 杉田会長

それではここから、私の方で議事を進めます。

傍聴者の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するよう にお願いします。

なお、審議会の秩序を乱し、審議会の進行を妨げるものと認められる場合は退去していただくこともありますので、よろしくお願いします。

まず、議題(1)の「栃木県最低賃金の改正決定について」です。 本年度の栃木県最低賃金の改正審議につきましては、7月5日に開催されました第1回審議会において、栃木労働局長より栃木県最低賃金の改正決定についての諮問を受け、専門部会に調査審議を付託したところです。

その後、専門部会において3回にわたって審議を行い、先ほど開催された専門部会において、改正決定の議決が行われたところであり、専門部会運営規程第9条に基づき報告があります。

事務局は、専門部会報告書(写)を全ての委員に配付してください。

事務局

専門部会報告書(写)を配付

杉田会長

事務局は、確認のため朗読してください。

事務局

専門部会報告書(写)を朗読

杉田会長

ただ今の専門部会報告書について、何か御質問などはございますか。

各代表委員

意見等なし

杉田会長

特にないようですので、以上が専門部会の報告となります。

この専門部会報告により、当審議会において、引き続き審議を行う こととなりますので、よろしくお願いいたします。

なお、当審議会は公開で行われておりますが、審議会運営規程第6条ただし書には「率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。」とされ、この改正決定に係る金額審議につきましては、同条を適用して非公開で進めたいと思いますがいかがでしょうか。

各代表委員

異議なし

杉田会長

それでは、これ以降の審議を非公開として進めたいと思います。 事務局は、傍聴人の方々を会場外へ御案内してください。

傍聴人の皆様、審議が終了しましたら、再度御案内いたしますので、 よろしくお願いいたします。 事務局 傍聴人等を会場の外へ案内

《《 以降非公開 》》

《《 以降公開 》》

事務局傍聴人を審議会場に案内

杉田会長 それでは答申文を審議します。

事務局は、答申文(案)を委員に配付してください。

事務局 答申文(案)を配付

杉田会長 事務局は、確認のため朗読してください。

事務局 答申文(案)を朗読

杉田会長 この答申文(案)について、御意見などございますか。

各代表委員 意見・質問等なし

杉田会長 それでは、答申文について、原案のとおり決定いたします。

なお、手元の答申文の(案)を削除して、本日、令和5年8月7日

の日付を記入してください。

事務局は、答申文を作成してください。また、傍聴者用の(写)も

準備してください。

事務局 答申文を作成、答申文(写)を配付

杉田会長 ただ今から、栃木県最低賃金の改正決定について、栃木労働局長に

答申を行います。

会長・局長 答申文を手交

杉田会長 ただ今、局長に答申しました。

ここで、局長より御挨拶があります。

局長 ただ今、杉田会長から令和5年度栃木県最低賃金の改正決定につい

て答申をいただきました。

栃木地方最低賃金審議会、専門部会の委員の皆様方が熱心に御審議 をいただきましたこと、またお忙しい中、また暑い中、精力的に御審 議を賜り、本日の答申をいただきましたことに対し心より感謝申し上

げます。

労働局といたしましては、この答申を踏まえ新たな最低賃金の発効 に向け所要の手続きを進めてまいります。

また、最低賃金の効力発生に合わせ多くの関係者の皆様方に最低賃金の周知を図るとともに、その履行確保のために行政指導に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

栃木県最低賃金の改正決定の御審議そして本日の答申、誠にありが とうございました。

栃木労働局を代表しまして一言御礼を申し上げます。 ありがとうございました。

杉田会長

それでは、次に議題(2)の「栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について」です。

既に設定されている塗料製造業をはじめとした6つの産業の最低 賃金の改正決定の必要性について、局長から諮問が行われます。

局長、会長

諮問文を手交

杉田会長

ただ今、局長より令和5年度の栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について、諮問を受けました。

事務局は、諮問文の写しを全ての委員に配付してください。

事務局

諮問文(写)を配付

杉田会長

事務局は、諮問文を朗読してください。

事務局

諮問文を朗読

杉田会長

事務局は、諮問の経緯等について説明してください。

事務局

申出状況及び審査結果等説明

杉田会長

ただ今の説明に関し、御質問などはございますか。

各代表委員

質問等なし

杉田会長

特に御質問などがないようであれば、ただ今諮問された栃木県特定 最低賃金の改正決定の必要性については、第1回最低賃金審議会にお いて設置した特別小委員会を8月17日に開催し、その審議結果を踏 まえ、8月23日に予定されている第4回最低賃金審議会において、審 議することとなります。

なお、この必要性の「あり」、「なし」につきまして、現時点で労働者側と使用者側との意向が一致しているようであれば、8月 17 日の特別小委員会の開催を省略することも可能かと思われますが、必要性

に関して、労働者側の御意向はいかがでしょうか。

労働者代表 もちろん申出書を提出させていただいていますので、改正の必要性

があると考えています。

杉田会長 すべての産業について必要であるということでいいですか。

労働者代表 はい。

杉田会長 使用者側はいかがでしょうか。

使用者代表 ちょっと考えさせていただきたいのですが。

杉田会長この場でのお答えは無理ですか。

使用者代表 一旦持ち帰って検討したいと思います。

杉田会長 わかりました。この場では一旦保留とし、よくご検討いただいたう

えで、最終的に「必要性あり」ということであれば、事前に事務局の方に御連絡をいただき8月17日の特別小委員会は開催しない。「審議したい」ということであれば8月17日は実施する。ということでよろ

しいですか。

使用者代表 はい。

杉田会長 それでは、8月17日の特別小委員会については、現時点では未定と

いうことになります。

特別小委員会の委員の皆様は、日にちを空けておいていただくよう

お願いします。

続いて、議題(3)の「その他」ですが、委員の皆様、何かござい

ますか。

各代表委員 意見、質問等なし

杉田会長 特にないようであれば、事務局から栃木県最低賃金の公示から発効

までの手続きと、今後の審議日程について説明してください。

事務局 栃木県最低賃金の公示から発効までの手続き及び審議日程

について説明

杉田会長 ただ今の説明について、御質問などございますか。

各代表委員	質問等なし
口以及女员	및미국경 O
杉田会長	特に御質問などがないようですので、最後に、本日の審議会の議事につきましては、審議会運営規程第7条第1項の規定により議事録を作成し、同条第2項の規定により一部非公開とした部分を除き公開といたします。 議事録の内容確認を私のほか、労使それぞれの代表委員のどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。
各代表委員	 労使それぞれの代表委員で協議
	カ 戻 と1 6 と1 600 1 6 00 女員 C 励成
杉田会長	それでは、労働者代表中島委員、使用者代表鈴木委員にお願いいた します。
	それでは、労働者代表中島委員、使用者代表鈴木委員にお願いいた